答 弁 第 一 二 号昭和五十年四月四日受領

内 閣衆質七五 第一二号

昭和 五. 十年四月 匹 日

衆

議

院

議

長

前

尾

繁

三

郎

殿

内 閣 総 理大臣 三 木 武 夫

衆 議 院 議員日野吉夫君提出光洋 .· 精 工 の労使紛争に関する質問に 対 別紙答弁書を送付する。

(質問の

衆 議 院 議 員 日 野 古吉 夫君提出 光洋 .· 精 工 一の労使 紛争に . 関す る質問 に対す る答 弁 書

一について

大阪. 府に本社を置く光洋精工株式会社 (以下「会社」という。)においては、 従来、 総評 全国金

属労 働 組 合光洋精工支部 が 組 織されてい たが、 昭 和五 十年一 月 七 日 開 催 0 組 合大会にお *(* \ て、

総評 全国 金 一属労働 組合 (以下「全国金属」 という。 カゝ 5 $\bar{\mathcal{O}}$ 脱 退と光洋 精工労働組合 (以 下 「光洋労

組」という。)の発足が決定された。

これ に 対 し、 全 国 金 属 か 5 0) 脱 退 に 反 対 す る 部 \mathcal{O} 組 合 員 は、 昭 和 五 + 年 月 十二 日 に、 別

途 組 合大 会 を 開 催 し、 組 織 \mathcal{O} 再 建 強 化 を 決 定 L た。 現 在、 組 合 事 務 所 \mathcal{O} 使 用 等 を め Ś 0 7 両

組 織 間 に 争 1 が あ ý, ま た、 暴 力事 件に 関する告訴 及び 不当労 働 行為 救済申 <u>\f</u> て が行 わ れ て 1

る。

二について

本 件 紛 争 に 関 連 し て、 会 社 0 各 工 場 を 所 轄 す んる労働 基 準 監督 I 署 が 総 評 全国 金 属 労働 組 合光洋

精 工 支 部 (以 下 全 国金 属 光洋支部」という。) *(*) 組合員からの申告を受理し た事 実はな い。

三について

会 社 0 本 社 及 び 東京 工 場 0 所 在 地 を所 轄する法務局に お いては、 質 問 に係る事 件 0 申 · 告 又は

相談は受けていない。

四について

全 玉 金 属 等 は 会社 が、 寸 体 交 渉 を拒 否したこと、 申立 人 組 合 か 5 \mathcal{O} 脱 退 強 要 を 行 0 たこ

<u>ځ</u> 組 合 活 動 を 妨 害 L たことなどを 理由として、 東京 都 地 方労働 委 員 会に 対 L $\stackrel{\smile}{=}$ 件 (昭 和 兀 +

九 年 十二月二十 六日、 昭 和 五. + 年一月七日及び同 年三月二十八日申立て)、 大阪 府 地 方 労 働 委

員会に対し一件 (昭和五十年一月二十二日申立て)、 徳島県地方労働委員会に対し 件 (昭 和 五.

現 + 在 年 関 月二 係 地 + 方 労 八 働 日 申 委 員 <u>\f</u> 会 て)、 に お 計 1 五. 7 件 審 \mathcal{O} 査 不 が 当 進 労 8 働 5 行 れ 為 7 救 1 済 る 申 لح <u>\f\</u> 聞 て 1 を 7 行 1 る。 て お 全 事 件 に 0 7 7

五について

は、 す 合 九 以 ること 日、 る 事 降 従 来 決 務 光 同 全国 洋 会社 な 日 定 所 < ۲ 労 を 占 を被 金 組 同 れ 行 有 属 地 を が 使 11 裁 用 認 申 使 光洋支部 三 請 容 用 \mathcal{O} 妨 人とし 害 執 月 す したことに る 禁 行 + 決 が使用してい 官 止 て に 定 仮 組 ょ を 処 日 0 12 分 行 合 関 事 7 申 し、 は 1 執 右 請 務 所 行 た会社 三 を ま 全 た、 占 が 月 行 玉 なさ 有 金 0 \mathcal{O} + た 使 属 同 ところ、 光 れ 年 用 国分工 日 妨 洋 \mathcal{O} 害 支 現 月 仮 場 在 禁 部 + 処 は、 分 七 止 内 同 \mathcal{O} 本 決 日 仮 地 組 件 処 定 裁 大 阪 合事 分 組 光 に は 合 洋 申 地 0 事 労 請 方 務 1 同 所 7 裁 務 年 を 組 を昭 三 行 判 所 5 月 を は 不 所 た 被 12 和 法 + ところ、 対 五. 全 事 申 玉 請 + 案 日 L 年 人と 金 \mathcal{O} 属 れ 発 同 年 光 生 を L 同 月 七 洋 を 認 7 地 支 月 日 4 容 組 裁

部

が

使

用

L

て

**\

る

لح

聞

11

て

**\

る。

六 に <u>つ</u> 7 7

松 全 を 支 玉 め 会 ぐ 社 部 金 属 つ \mathcal{O} \mathcal{O} て 光 高 組 1 洋 合 松 ラ 員 支 工 ブ 部 場 5 約 ル 12 \mathcal{O} 二百百 が 幹 お 部 あ 1 7 人 カン 0 た が 5 旨 全 Þ 事 情 \mathcal{O} 玉 0 風 7 金 を 属 評 来 聴 光 に て、 取 洋 基 L づ 支 強 たところ、 き、 部 く 退 لح 光 所 去 轄 洋 を求 同 警 労 察 組 め 月二十 署 高 5 係 松 れ 官 支 追 日 、 が 部 V 昭 لح 出 組 和 \mathcal{O} つされ 合 五. 間 事 + で た。 年三 務 組 所 合 旨 に 月二十 事 述 光 務 べ 洋 所 て 労 \mathcal{O} 日 組 使 1 る 高 用

七 に

合員 十三 が 日 ま 会 0 カュ 社 で 日 1 被 ら三 害 \mathcal{O} 7 か \mathcal{O} 間 5 申 玉 件、 告、 同 分 に 月 工 所 計 轄 場 告 警 + 訴 七 に 件 察 お な 五. 署 تح \mathcal{O} 日 1 告 て、 は に ま 訴 対 な で が し、 1 \mathcal{O} 全 なさ 間 玉 全 に 金 れ、 玉 発 属 生 光 金 現 属 L 洋 在 光 た 支 所 洋 不 部 轄警 支 法 کے 部 光 事 察署 \mathcal{O} 件 洋 組 に 労 に 合 0 組 お 員 1 玉 7 か て、 分 て 支 5 捜 兀 同 部 月二 件、 査 と 中 \mathcal{O} で 光 + 間 あ 洋 で 兀 る。 労 昭 日 組 和 か 玉 5 五 分 + 同 支 年 月 主 部 + \mathcal{O} 月 組 六

政 府 とし て は 正 当 な 組 合 活 動 に 対 L て 何 5 介 入す る ŧ \mathcal{O} で は な 1 が 暴 力 \mathcal{O} 行 使 等 \mathcal{O} 不 法

事 案 12 対 L て は 法 に 照 5 L 厳 正 な 取 締 Ŋ を 行 う 方 針 で あ る。

八について

ル 7 二 ア 国チ P ウ シ エ ス ク 大 統 領 0 会 社 \mathcal{O} 国分工場 \mathcal{O} 視 察 は、 ル] 7 = ア 政 府 より 表 明さ

れ た 強 1 希 望 に 基 づ 1 て ア レ ン ジ L た ŧ \mathcal{O} で あ る。 同 政 府 が 同 工 場 \mathcal{O} 視 察 を 希 望 L た \mathcal{O} は、

会 社 が ル 7 = ア 0) ア レ 丰 サ ン ド IJ ア 市 に 向 け 7 輸 出 L た ボ ル ベ ア IJ ン グ 製 造 設 備 \mathcal{O} 生 産

能 力 等 を 同 政 府 が 高 < 評 価 L 7 1 ることが そ \mathcal{O} 背 景と考 え 5 n る。 か か る 事 情 に か λ が 4 同

工 場 視 察 \mathcal{O} 日 程 を 作 成 た ŧ \mathcal{O} で あ る が 同 大 統 領 が 同 工 場 を 視 察 さ n る 際 に は 関 係 者 が

ぞ 0 7 歓 迎 し、 同 大 統 領 \mathcal{O} 視 察 が 0 0 が なく 行 わ れ、 そ \mathcal{O} 目 的 が + 分に 達成 さ れることが 望 ま

しいと考える。

九について

質問 0) 内 容 にお けると 同 趣 旨 (T) 要望 書 が、、 昭 和五十年三月二十八 日に関係 労 使 に 提示され、

労使双方ともこれを受諾したと聞いている。

政 府としては、 事態 0 推移に 関 小 を払いつつ、これまで、 関係都府県を通じ、 情勢の は 握に

努めてきたところであるが、今後関係労使が十分話し合つて、 平和裡に かつ速や か にこ \mathcal{O} 紛 争

を解決することを期待するとともに、 労 使 \mathcal{O} 自主的 解決の努力に 積極 的 に協 力してまい る考え

である。

右答弁する。